

群馬県市町村職員年金者連盟規約

(名称及び組織)

第1条 この連盟は、群馬県市町村職員年金者連盟（以下「連盟」という。）と称し、市町村等の職員であった者等及びその遺族で、次条の目的に賛同した者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(目的)

第2条 連盟は、会員相互の親睦融和と公的年金制度の改善を推進し、会員の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、市町村行政の普及と浸透に努め、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 連盟の事務所は、前橋市元総社町335番地の8群馬県市町村会館内に置く。

(事業)

第4条 連盟は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 会員の親睦と融和に関すること。
- 二 公的年金制度の改善、充実に関すること。
- 三 会員の福祉向上に関すること。
- 四 市町村行政の普及と浸透に関すること。
- 五 その他目的達成に必要な事項に関すること。

(加入脱退)

第5条 連盟の会員となろうとする者は、年金者連盟加入申込書（別紙様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 会員が連盟を脱退しようとするときは、群馬県市町村職員年金者連盟脱退届（別紙様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を失う。

- 一 第18条に定める会費を2年以上納入しなかったとき。
- 二 死亡したとき。

(支部)

第7条 連盟の支部は、原則として市・郡の区域に置く。

ただし、会員が希望するときは、2以上の市町村をもって1支部とすることができる。

2 会員は、退職時の市町村又は、一部事務組合等の所在する支部に所属するものとする。

3 会員が支部の区域外に住所を有するときは、前項の規定にかかわらず、住居地の支部（別紙様式第3号）に異動することができる。

- 4 支部に支部長（別紙様式第4号）を置き、支部長は支部会員から選出された者とする。
- 5 支部の運営及び支部役員は、当該支部の定めるところによる。

（評議員会）

第8条 連盟に評議員会を置く。

- 2 評議員は、各支部の支部長をもってあてる。
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 評議員会の議長は、会長をもってあてる。
- 5 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 評議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

（代理出席）

第9条 評議員が病気その他止むを得ない理由により会議に出席できないときは、当該支部の他の役員を代理人として出席させ、議決権又は、選挙権を行使することができる。

- 2 前項の代理出席者は、会議の始まる前までにその旨を会長に届け出なければならない。

（評議員会の議決事項）

第10条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約その他諸規程の制定及び改廃
- 二 毎年度の事業計画及び予算並びに決算
- 三 その他連盟の運用に関する重要事項

（役員）

第11条 連盟に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名
- 三 理事 8名
- 四 監事 2名

（役員選挙）

第12条 理事、監事は評議員の互選とする。

- 2 会長、副会長は理事の互選とする。

（役員任期）

第13条 役員任期は、2年とし、再選をさまたげない。ただし、会長にあっては、前任者の残任期間を除き3期を超えることができない。

- 2 理事及び監事に欠員が生じたときは、前任者の支部から選出された新支部長をもって当選人とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員の職務)

第14条 会長は、連盟を代表し、業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は、会長が欠けたときは、会長の職務を行う。
- 3 理事は、会長を補佐し、連盟の業務を執行する。
- 4 監事は、連盟の業務を監査する。

(顧問、参与)

第15条 連盟に、顧問、参与を置くことができる。

- 2 顧問は、評議員会の議決により推薦し、参与は、評議員会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問、参与は、会長が必要と認めるときは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局の設置)

第16条 連盟に事務局を置き、事務局長、事務局員（以下「職員」という。）を置く。

- 2 職員は、会長が任免又は、委嘱する。
- 3 事務局長は、会長の命を受け連盟の事務を司る。
- 4 事務局員は、上司の命を受け連盟の業務に従事する。
- 5 職員に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第17条 連盟の経費は、会費、助成金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 会費の額は、別紙「年金者連盟会費定額表」によるものとする。

ただし、会費の額等を変更しようとするときは、評議員会の議決によって行う。

- 2 会費の納入期日は、毎年4月末日までとする。
- 3 第2項の会費の納入期日後に、新たに会員となった者の当該年度の会費及び支給停止中の会員の会費は、その都度払込みするものとする。
- 4 年度の途中において会員でなくなった者には、既に納入した会費は返還しない。
- 5 第1項の会費及び第3項中の新たに会員となった者の会費は、連合会理事長に委任して納入することができる。

(会計年度)

第19条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(支部助成金)

第20条 連盟は、支部の活動を援助するため、毎年度予算の定めるところにより、支部に助成金を交付する。

(報酬及び旅費)

第21条 役員には、報酬を支給しない。

- 2 役員又は、職員が業務のため旅行するときは、旅費を支給する。
- 3 旅費の額及び支給の方法は、別に定める。

(監 査)

第 22 条 監事は、毎年度 1 回以上期日を定め、業務監査を行うものとする。

2 会長及び事務局職員は、前項の監査に立合わなければならない。

3 監事は、会長及び事務局職員に対し、現金及び預金通帳、帳簿証ひょう書類その他の書類の提示、若しくは記載事実の説明を求めることができる。

4 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく監査報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

(その他)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、業務の執行に必要な事項（第 10 条各号に掲げる事項を除く。）は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。（制 定）

附 則

この規約は、昭和 42 年 7 月 31 日から施行する。（全文改正）

附 則

この規約は、昭和 47 年 6 月 27 日から施行する。（全文改正）

附 則

この規約は、昭和 48 年 6 月 25 日から施行する。（一部改正）

附 則

この規約は、昭和 50 年 6 月 25 日から施行する。（一部改正）

附 則

この規約は、昭和 51 年 4 月 12 日から施行する。（一部改正）

附 則

この規約は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。（全文改正）

附 則

この規約は、昭和 56 年 6 月 15 日から施行する。（一部改正）

附 則

この規約は、昭和 57 年 3 月 25 日から施行する。（一部改正）

附 則

この規約は、昭和 57 年 5 月 13 日から施行する。（一部改正）

附 則

この規約は、昭和 59 年 5 月 24 日から施行する。（一部改正）

附 則

この規約は、平成 2 年 5 月 14 日から適用する。（全文改正）

附 則

この規約は、平成 7 年 12 月 25 日から適用する。（一部改正）

附 則

この規約は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項ただし書きの規定については、平成 10 年 8 月 10 日から遡及して適用する。（一部改正）

附 則

この規約は、平成 17 年 5 月 19 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。（一部改正）

附 則
この規約は、平成19年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則
この規約は、平成23年5月18日から施行する。(一部改正)

附 則
この規約は、平成26年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則
この規約は、令和2年5月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。(一部改正)

附 則
この規約は、令和4年5月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。(一部改正)

年金者連盟会費定額表

等級	基準年金額		年会費
1 級	500,000 円未満		500 円
2 級	500,000 円以上	1,000,000 円未満	2,000 円
3 級	1,000,000 円以上	1,500,000 円未満	3,000 円
4 級	1,500,000 円以上	2,000,000 円未満	4,000 円
5 級	2,000,000 円以上	2,500,000 円未満	5,000 円
6 級	2,500,000 円以上		6,000 円

「注」基準年金額とは支給年金額を表す。

年金者連盟加入申込書

(兼委任状・依頼書)

私は、群馬県市町村職員年金者連盟の目的に賛同し、下記「個人情報の取扱いについて」を承知し同意のうえ、規約第5条第1項の規定により加入を申し込みます。

なお、連盟会費は、貴連盟の定める方法により納付することとし、全国市町村職員共済組合連合会から毎年4月に支給される私の年金から会費相当額を控除することを、群馬県市町村職員共済組合を経て全国市町村職員共済組合連合会に依頼すること及び控除された会費相当額を受領することに関する一切の権限を貴連盟に委任します。

また、貴連盟の事業の実施に際し必要な場合は、次の①から⑦の私の個人情報について、群馬県市町村職員共済組合から取得していただきますようお願いいたします。

- ① 年金証書記号番号 ② 氏名 ③ 生年月日 ④ 住所
⑤ 会費計算の基礎となる年金額（支給年金額等） ⑥ 控除額 ⑦ 控除不能理由

群馬県市町村職員年金者連盟会長 様

年 月 日

元所属所名			
氏名	ワガナ	性別	男・女
住所	郵便番号（ - ）		
生年月日	年	月	日
電話番号	（ ）		
加入支部名			

* この欄は、記入しないでください。

年金証書番号	8616-	年金額	円	会費	円
--------	-------	-----	---	----	---

【個人情報の取扱いについて】

当連盟が取得した個人情報については、個人情報保護法並びに当連盟の個人情報保護に関する規程及び情報セキュリティポリシー等に基づき、厳格な取扱いをし、次に記載する以外に、本人の同意なく利用し、また、第三者へ提供することはありません。

- ① 会費徴収、機関紙の送付、団体傷害保険の斡旋等の通知、連盟事業の実施に係る各種お知らせの送付等に利用します。
- ② 年金からの会費控除及び団体傷害保険料の控除をする際は、群馬県市町村職員共済組合へ提供し、群馬県市町村職員共済組合から年金の支給元である全国市町村職員共済組合連合会へ提供されます。
- ③ 団体傷害保険の斡旋等の通知のため引受保険会社へ提供します。
- ④ 機関紙の送付のため引受送付会社へ提供します。

群馬県市町村職員年金者連盟脱退届

私は、群馬県市町村職員年金者連盟を脱退したいので、規約第5条第2項の規定により下記のとおり脱退を届出ます。

群馬県市町村職員年金者連盟会長 様

年 月 日

脱 退 日 _____ 年 月 日

所属支部名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

年金者連盟支部異動届

私は、現在群馬県市町村職員年金者連盟〔 〕支部に加入していますが、県連盟規約第 7 条第 3 項の規定により〔 〕支部に異動したいので届出します。

記

異動前所属支部 支部

異動後所属支部 支部

群馬県市町村職員年金者連盟会長 様

年 月 日

元所属支部名

年金証書番号

住 所

氏 名

同 意 書

下記の者について、群馬県市町村職員年金者連盟〔 〕支部に異動することに同意します。

記

氏 名

群馬県市町村職員年金者連盟会長 様

年 月 日

群馬県市町村職員年金者連盟 支部

支 部 長

年 月 日

群馬県市町村職員年金者連盟会長 様

群馬県市町村職員年金者連盟 支部
支 部 長

支 部 長 名 等 報 告 書

年 月 日現在

支 部 名		群馬県市町村職員年金者連盟			支 部
支 部 長	氏 名		就 任 年月日	年 月 日	
	住 所	〒			
	電話番号	— —			
事 務 局	担当課名	課 係			
	担当者職氏名				
	住 所	〒			
	電話番号	— —			
金 融 機 関	名 称	銀 行・信用金庫・信用組合 支 店			
	口座番号				
	口座名称				
	口座名義				
付 記 事 項					

* 異動内容のみ記入してください。